

宇和島市教育委員会会議録

令和2年6月定例会

令和2年6月29日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和2年6月定例会 会議録

1. 開会日時 令和2年6月29日(月)16時00分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 602 会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 木下 充卓
委 員 弓削 由美子 委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	片山 治彦	教育総務課長	西川 啓之
学校教育課長	西田 一洋	生涯学習課長	富田 満久
文化・スポーツ課長	森田 浩二	伊達博物館長	土居 道德
人権啓発課長	山本 利彦	学校給食センター所長	児玉 雅人
(事務局)			
教育総務課総務係長	山口 真史		

6. 付議事件

- 報告第22号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市公立学校管理運営規則の一部を改正する規則)
- 報告第23号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則)
- 報告第24号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市岩松地区町並み保存対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱)
- 報告第25号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度教育費6月補正予算の要求について)
- 報告第26号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度教育費6月補正予算(追加分)の要求について)
- 報告第27号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市社会教育委員の委嘱について)
- 報告第28号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について)
- 報告第29号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について)
- 報告第30号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則)

7. 会議概要

(1) 開会宣言 (午後4時00分)

◎教育長

それでは、ただ今から6月定例の教育委員会会議を開会いたします。

まずはじめに、本日、6月の定例議会の最終日でした。教育委員会からお願いしておりました予算を通していただきました。3学期までには小学生、中学生、約4,500人、そして先生約500人、約5,000人に対して、1人1台の端末を用意できるのではないかと思います。これについては、後程議案の中でも説明があると思いますので、そういったことがありましたということが一点。それから、この会議の前に校長会があったのですが、そこでご案内した話を紹介したいと思います。

このコロナで休業していた期間の5月30日に、宇宙飛行士の山崎直子さんが、京都大学総合博物館の准教授の塩瀬隆之さんという方と対談してるんですけど、その対談の中身が中高生の人生設計講座、そういう中身でした。今年は、このコロナの関係でキャリア教育の一環として毎年行っていたジョブチャレU15のスタートセッションができませんでしたので、それに代わるような中身かもしれないということで、全部の中学校と、参考までにということで、小学校の校長先生にもご案内していました。私もお案内した都合上、自分でも見たんですけども、なかなか、山崎直子さんがいいお話をしてくださって、長い対談ではあったんですけど、ポイントになるようなところをメモしてありますので、どんなお話だったかを、かいつまんで披露したいと思います。こういうことをおっしゃってました。中学生に語りかけるような語り口ですけど、宇宙船は呉越同舟ですよ、言葉も文化も価値観も年齢も違う乗組員が乗り組んでます、同じ宇宙船に、という意味で呉越同舟ですよ、そして外は真空の宇宙です。頼りにできるのは一緒に乗り込んでいるメンバー、それと宇宙船の中にある資機材、食糧、それだけです。そういったチームで、与えられたミッションを共同で果たしていくんですけど。チームのメンバーの中で、考え方も多分違うわけですから、時として腹が立つこともある。それでもこのメンバーでやっていくしかないの、時として他人や自分を許す力も必要です。ここはポイントだなあというふうに感じたのは、自分に専門性があるとチームに貢献できます。山崎直子さんが乗られた宇宙船は4人だったのか5人だったのか、それぞれのメンバーが、それぞれの専門性を持っていて、その専門性の部分でチームに対して貢献ができるんですけど、そういうことをおっしゃってました。そして最後にですね、中学生に、みなさん私は宇宙船から地球を見たときに、よく写真で見る光景だと思うんですけど、太陽に照らされた部分が青い海と白い雲が輝いている今そんなシーンだと思うんですが、宇宙船から見て、地球も同じ宇宙船だわとこう思った、こうおっしゃっています。要は4人5人なのか、70億人なのかという規模は違うし、宇宙船の中にある諸々のリソース、資機材、食糧、といった物の規模も、地球と宇宙船ではやはり違うんですけども、地球も外は真空ですよとこうおっしゃってました。限られたメンバー、限られた資源を使って、持続可能な活動をしていかないといけないという意味においては同じなんですとそういうことをおっしゃっていて、結局それは、ある種SDGsに繋がる、で、そういったいま世界中で取り組んでいる持続可能な開発目標というものを将来担っていく事になる中学生に対して、宇宙船をたとえ話にとりあげて、伝えてくれたんだということで色々感銘を受けたんですけど、ちょうど今教科書採択の作業をやっている最中ですが、今やはり、学習指導要領の目指すところが持続可能な社会の創り手ということですから、各教科書会社もSDGsというものを色濃く出してきている印象があります。そういったことも

意識しながら、今後の諸々の課題に取り組んでいければということを感じました。

それからもう一点。吉田中学校のホームページがなかなか今すごいです。毎日3,500以上のアクセスがあるんですけども、6月だけをとっても、例えば6月25日であれば、地域の方から直接お話を聞く「ふるさと吉田探訪」というような1年生の総合的な学習の時間、地域を知るという時間の中で行ってます。6月24日には生徒総会が開かれておりますけど、テーマは「地域とともに歩む吉田中学校へ」「よりよい学校生活を送るために」。この生徒総会にはですね、学校運営協議会の委員の方も見学に行っている、そんなような中身がありました。その他にも、『朝ボランティアで地域のために何ができるか考えて行動しています』とか、『シトラスリボン作りで、シトラスリボン運動に参加してます』とか、『2年生の総合的な学習の時間では、吉田町で自慢できるところや紹介したいところをビデオでまとめて紹介する予定だ』というようなことがとりあげられていたり、人権啓発ビデオメッセージでは、『吉田中学校の人権の時間、ありがとうメッセージを作成』といったような、どちらかという、いろんな学校のホームページでは『児童生徒がこんな様子です。授業がこんな様子です。学校はこうです。』と、こう視線が、どちらかという中に向いてるところが多いんですけど、吉田中学校は、外との関わりを積極的に紹介しているという意味で、そのことが、もしかしたら地域の人たちのアクセスを呼んでいるのかもしれないなど、これ勝手に私が想像しているんですけど、いずれにしても、内容的にも非常に面白いと思いますし、アクセス数は各学校の中でダントツという状況になっています。そのようなことを、今日は挨拶にかえてお伝えさせていただいたらというふうに思います。

(2) 教育長報告

◎教育長

教育長報告ですが、資料のほうは1、2ページです。これは5月の中身ですが、この頃は、いろいろ行事が全て中止になってまして、コロナ対策会議一色になってます。そこでの内容については、これまでの臨時の会議の中でご紹介してきた内容ですので、主な動静という意味での教育長報告は省かせていただいて、さっそく議事に入っていきたいと思います。

－ 委員からは特に意見なし。－

(3) 付議事件

◎教育長

本日の議題ですが、報告第27号、28号、29号については人事案件ですので非公開で審議したいと思います。このことについて賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので報告第27号、28号、29号は非公開で審議します。それでは先に公開議案を審議してまいります。

報告第 22 号について事務局から説明をお願い致します。

○学校教育課長

教育長。3 ページを開けてください。報告第 22 号として専決処分した事件の承認についてお願いしております。宇和島市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するというので、端的に申し上げますと、8 ページを開いていただいたらと思うのですが、宇和島市公立学校管理運営規則について、今年度、これも滅多にないことですが、学校保健安全法によって学校の臨時休業がはじまりました。これは、予期しないことではなかったのですが、各学校単位での臨時休業と違って、別の法律によって規定されているものですから、この臨時休業にあたる分を夏期休業に振り替えるとする場合、根拠がこの管理規則の中になかったということで、管理規則の方を改めまして、この学校保健安全法第 20 条による休業を行った時に、時数確保のために、休業日の一部を授業日とする事ができるということを規定するものです。本条文で言いますと、第 7 条の 2 第 2 項、一番下の方になりますが、『教育委員会は、学校保健安全法第 20 条の規定により臨時休業を行ったため、前項の授業時数の確保が困難であると認められる場合は、休業日の一部を授業日とすることができるといこと、これによりまして 7 月 31 日まで、及び 8 月 24 日から 31 日までを、今回授業日として振り替えたというかたちになっております。以上の件につきまして、変更の専決について報告を申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

◎教育長

事務局からの報告がありました。既に措置は執っているところなんですけども、ルールを整えるという内容でございます。この件に関して、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので、採決に移ります。報告第 22 号について、報告どおり承認いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので、報告第 22 号は、報告どおり承認いたします。続いて、報告第 23 号について、説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

20 ページをご覧ください。報告第 23 号、専決処分した事件の承認についてです。宇和島市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決いたしましたので報告いたします。専決第 23 号、宇和島市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則です。21 ページをご覧ください。6 月 1 日に専決をしております。ご説明申し上げます。平成 31 年 3 月に制定いたしました宇和島市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関し、必要な事項をこの規則で定めるも

のです。ご存じのように、津島町岩松地区で取り組み、目指している国の重要伝統的建造物群保存地区制度を活用するために必要であり、この度施行しました。変更行為申請や許可などは、都市計画において、正式な伝統的建造物群保存地区の決定がなされ、運用が始まってから必要となるものですが、その地区決定に必要な専門家や地元関係者などの議論のために審議会を設置する必要があり、25ページの第8条から第13条について、急ぎ適用しようとするものです。それ以外は、都市計画決定がなされてから施行という形になります。その審議会のメンバーにつきましては、岩松地区の調査にあたっていただいています伝統建築の専門家の大学の先生や、地元建築家、地元団体の長、市文化財保護審議会委員、住民代表などに委嘱する予定です。田村委員にもメンバーに入らせていただく予定になっております。以上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問等あればお願いいたします。

◎田村委員

前にも少し話したのですが、重要で価値のある建物が、本当に今、老朽化をできてしまっていて、心苦しい状況を見ている状態です。台風が来たりとか、大雨が降ったときに皆さんが心配したりしているのですが、段階的に進めていくためには時間もかかりますし、こういう会も必要になってきますので、今残っている建物を、建築の特徴を細かく調査を進めたりとか、安全な形で残すための資料作りなども並行してやっていけたらいいと思っております。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにご意見等ございませんでしょうか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは特にないようですので、採決に移らせていただきたいと思います。報告第23号について、報告どおり承認することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので、報告第23号は、報告どおり承認いたします。

次に報告第24号について説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

36ページをご覧ください。報告第24号、専決処分した事件の承認についてです。宇和島市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので報告いたします。第24号、宇和島市町並み保存対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱です。37ページです。こちらも6月1日に専決しております。3年前から、岩松地区の、先ほど申しました重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けて、啓発と地区内の民家等の緊急の修繕の必要から、宇

和島市の単独事業として補助事業を実施しております。その基になる要綱の内容を、一部改正するものです。新旧対照表をご覧ください。39 ページから 40 ページです。補助金の交付対象者の定義について、市税や国民健康保険料を滞納していない者というところの中に、後期高齢者医療保険料と介護保険料の滞納がない者という、他の市の要綱と合わせて条件を付けておりますとともに、所有者の相続人と、その上に、所有者及びその相続人から建築物の修景行為について委任を受けたものという条文を追加いたしました。その建物の所有者でなく、使用している人でも、この要件を満たせば補助金を受けて修理ができるというものです。それ以外については変更はございません。この要綱により、3 年前から、年間約 5 件から 6 件の補助金の申請を受けて修理代への補助をすることで、岩松地区内の景観が少しずつ整えられ、重要伝統的建造物群保存地区の選定に大きな役割を果たしていると考えます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

事務局の説明が終わりました。説明の内容についてご質問等あればお願いします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので、採決に移ります。報告第 24 号について、報告どおり承認することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、報告第 24 号は、報告どおり承認といたします。

次に報告第 25 号について、事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

45 ページをご覧ください。報告第 25 号として、専決処分した事件の承認についてです。宇和島市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したもので、同条第 2 項の規定により、これを報告するものです。端的に申し上げますと、46 ページにありますように、英語授業改善推進事業を、これは国の事業なのですが、中学校を中心とした英語授業の改善に資するものとして 19 万円の額を、国の 10/10 の委託金として提供を受けて実施することとしておりました。これについて、6 月補正予算として提出をしていたのですが、感染症の流行によりまして国の施策が中止になり、この予算については補正を組んでいただいたのですが、年度末にお返りするような形になるかと思っております。国からの連絡が遅かったため、この補正予算については提出せざるを得なかったということで、適当な時期を見計らって予算をお返りする形になるかと思っております。その報告を併せてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎教育長

以上が事務局からの説明でした。質問はありますか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので、採決に移ります。報告第 25 号について、報告どおり承認に賛成いただける方は挙手をお願いします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

挙手全員で、報告第 25 号は、報告どおり承認いたします。

次に報告第 26 号について、説明をお願いします。

○教育総務課長

57 ページをご覧ください。報告第 26 号、専決処分した事件の承認についてでございます。令和 2 年度教育費の 6 月の追加補正について、本日、先ほど教育長のお話にもありましたが、議決を受けたところでございます。58 ページに入る前に、お配りしている G I G A スクール構想の実現という資料を見ていただけたらと思います。予算に関しては、ほぼこの内容でございます。G I G A スクール構想につきましては、昨年度 11 月に国が打ち出した『令和 5 年度までに児童生徒 1 人 1 台の端末整備と、令和 2 年度中に高速大容量の通信ネットワークを整備』、これが昨年度までの G I G A スクール構想でございました。今年度に入りまして、端末の整備が、当初令和 5 年度まででよかったものを、今年度中に前倒してもいいというのが、今年度入っての国の方針でございます。G I G A スクール構想の実現にはいろいろ方式があるのですが、当市におきましては、L T E 方式、端末代と通信費が必要になるものなのですが、こちらを採用しております。理由といたしましては、子どもたちの学習保証、特に今回、3 月、4 月と学習の保証という部分に関して非常に弱く、大変反省する部分が多かったので、特に第 2 波等への対応として、家庭教育の部分にも視野を当てたいという形で考え、L T E 方式を採用したところでございます。下の図を見てもらったらと思うのですが、予定としては令和 3 年の 1 月から運用していきたい、端末を、小学校、中学校はもちろんなのですが、ご家庭に帰っても、ある程度、先生と相互のコミュニケーションができるという構築を考えております。2 番目の部分なのですが、その構築ができるまでの間に、仮に今後、第 2 波、第 3 波もしくは災害等が発生した場合の対応として、B Y O D という方式がございます。ルーターと学校保有の端末をお貸しすることで難局を乗り切ろうというのが、2 番目の準備及び第 2 波対応という部分でございます。こちらに関しましては、本日議決いただきましたので、赤字で表記してありますルーターという設備を、ただちに購入をいたします。ルーターとはインターネットにつなぐ装置のことでございます。ルーターを、平時におきましては小学校への研修用として、非常時におきましては、学習保証の体制ということで、中学生の世帯調査によりますと、端末と W i - F i 環境の有無がご覧のような形になっておりますので、非常時の対応といたしましては、自宅のパソコンで実施するご家庭、ルーターだけを貸与するご家庭、ルーターと端末を貸与するご家庭、端末だけを貸与するご家庭の 4 パターンになろうかと想定しております。

裏面に関しましては、この3月、4月に、各学校の先生方が、健康観察であったり、場合によっては訪問をされて、大変ご苦勞なさったと思うんですが、そういった部分も、まずはステップ1ということで、朝晩の健康観察とか簡単な軽いメッセージのやり取り、ステップ2としては、更に宿題を出すというような形のことで、そして、最終的にはステップ3ができればというような形のことを考えております。

それを踏まえた上で、58ページの方をご覧頂いたらと思います。国庫支出金の小学校の9,531万4千円と中学校費の4,496万5千円につきましては、GIGAスクール端末の国の補助金相当額でございます。

歳出の方にいきますと、まず小学校ICT環境整備事業の役務費の1,258万6千円、こちらはGIGAスクール構想で導入する端末の通信費3ヶ月分で、1、2、3月分1,258万6千円でございます。使用料及び賃借料の1,386万5千円につきましては、家庭学習を補完するロイロノートというソフトがあるのですが、その使用料でございます。次に備品購入費の2億4,189万9千円につきましては、端末が小学校の児童、先生、予備と含めまして合計で3,523台で、あと、学校内で動画を伝送する装置、アップルTVと申しますが、その分を305台、あと、クラス毎に設置する充電保管庫を113台、合計で2億4,189万9千円となっております。

続きまして、小学校保健事業の使用料及び賃借料1,000万2千円でございます。こちらは三密回避を目的にバスを借り上げるための予算となっております。5月25日から分散登校の折に、特に密集する市内5路線に関しまして、三密を分散するために、小学校費、中学校費に按分した形で予算計上をしており、小学校分74名が1,000万2千円ということになります。

続きまして、中学校ICT環境整備事業の役務費の通信運搬費669万3千円。こちらの方は、先程のGIGAスクールの端末の3ヶ月分の使用料570万3千円と、先程申しましたBYODのためのルーター、これが通信料がかかってしまうものなので、この部分の12月までの費用、概算ですが、99万円を足した669万3千円というような形で計上しております。備品購入費につきましては、端末が1,583台、ルーターが100台、充電保管庫が44台、合計で1億523万3千円を予算計上しております。

最後は、中学校保健事業の使用料及び賃借料ですが、こちらも先程の三密回避のバスを走らせる分で819万9千円でございます。

合計で3億9,847万7千円の予算計上となっております。以上でございます。

○学校給食センター所長

59ページをご覧下さい。学校給食費について説明致します。歳出予算の、学校給食費・学校給食総務費に学校給食総務事業（コロナ対策分）として183万5千円を補正しようとするものがありますが、これは愛媛県学校給食会に対する負担金でございます。内容は、コロナウイルス感染拡大の影響によって3月3日から3月23、24日の間、小中学校が臨時休業となりましたので、学校給食を中止し、牛乳やパンをキャンセルいたしました。その結果、加工業者が収入を失って、経営に苦慮している状況にあることから、愛媛県学校給食会が、加工供給を委託している牛乳・パンの各加工業者に対して行う経営支援について、学校臨時休業対策費補助金制度を活用して負

担金を支出しようとするものです。

現在、宇和島市の学校給食センターは愛媛県学校給食会と物資の納入契約を交わしておりますので、学校給食会が経営支援をするパンと牛乳の加工業者に対しての支援が、今回の追加補正予算の対象額となっております。

この財源につきましては、3/4にあたる137万5千円が国庫支出金にございますので、歳入予算に計上しております。

以上、学校給食センターに関する補正予算の説明・報告を終わります。

◎教育長

以上、事務局からの説明でした。ご質問等あればお願い致します。

◎木下委員

GIGAスクールの構想なんですけども、予算も付いたということですので、早速、1月から実際に稼働できるということなんですか。

○教育総務課長

今のところの、あくまでも予定でございまして、本日議決いただきましたので、早々に入札の段取りを行って、早急に調達作業を進めて参りたいと思っております。

○教育部長

今、日本中がその動きをしているところですので、今日を機会に最速で発注に走りたいと考えておりますが、こればかりは、受注側の事情の部分も絡んでまいりますので、確約ということは申し上げづらいところではあります。

◎木下委員

ちょうど先週来、新聞報道でこの事業でパソコンが不足するであろうという記事が載っておりましたので、1月にできるのかなという心配があったのと、あと、学校側にこういう設備とか配備するのは分かったんですけども、また第2波の時に、教育委員会の学校教育課が主になるかと思うんですけども、校長会なども開催できるように、教育委員会にもこういう設備は置くようにするんですか。

○教育部長

端末の予備も構えておりますし、今の段階でもそこはできる状況です。といいますのは、今日の校長会でも説明差し上げたのですが、導入に向けて、今から研修を重ねていこうとか、まずは各学校でリーダーを決めて、やり取りをどんどんしていこうという話を差し上げたところなので、教育委員会と各学校もオンラインで繋がっている状況はしていきたいと思っております。

◎木下委員

教育長もそういう方面には強い方だと思いますし、今回もかなり、臨時の校長会とかもありましたので、スムーズにスピード良くやって頂けたらと思います。以上です。

◎教育長

はい。ありがとうございます。他、ございますか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは採決に移りたいと思います。報告第 26 号について、説明どおり承認することに賛成頂ける方の挙手をお願い致します。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、報告第 26 号は、報告どおり承認いたします。

次に報告第 30 号について説明をお願いします。

○学校教育課長

それでは本件についてご説明したいと思います。端的に申しますと、宇和島市外国語指導助手の就業規則の一部を改正する規則ということで、今年度 4 月 1 日より会計年度任用職員となったことによる規則上の改定を行ったものです。新旧対照表が分かりやすいと思いますので、103 ページをお願いします。まず最初に申し上げたように、改正地方公務員法の施行、4 月 1 日付に合わせて行ったものですので、条文の改正等ありますけれど、内容についてはほとんど変更ありません。

ただ、処遇に関して 1 点、夏季休暇の付与日数については、これまで通常 3 日のところを、A L T については夏期休業期間での帰国を考慮することがありますので、このところを考慮して、9 日としております。

それ以外の勤務条件については、基本的に同等になるように調整しておりまして、宇和島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則と、これは総務課所管になりますが、整合を図っています。以上です。

○教育部長

補足をしますと、この春で、会計年度任用職員というお立場が変わっておられます。これまで、適用法律が労働基準法であったものが、会計年度任用職員になった瞬間に地方公務員法に切り替わります。その法律が変わったことによる言い回し等々を謳っておかないといけない必要性が出てきましたので、ここで表現を入れ替えたところでございます。

◎教育長

はい、只今の説明に関してご質問等あればお願い致します。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは特に無いようですので、採決に移ります。報告第 30 号について、報告どおり承認に賛成頂ける方の挙手をお願い致します。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、報告第 30 号は報告どおり承認いたします。

次にここからは非公開議案を審議致します。

◎教育長

報告第 27 号を上程する。

報告第 27 号

宇和島市社会教育委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第 28 号を上程する。

報告第 28 号

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第 29 号を上程する。

報告第 29 号

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終了しましたので、会議を再び公開いたします。

以上で、本日予定の議事が全て終了致しました。

(4)その他

◎教育長

議事日程の4番、その他に移りますが、何かございますか。

◎木下委員

学校の方に中々足を運んでいないので、今の子どもたち、夏休みも近くなったのですが、宇和島市全体の学校の様子などを、報告して頂いたらと思います。

○学校教育課長

今ちょうど学校訪問しておりまして、半分くらい回ってるところですが、子どもたちは非常に元気には過ごしております。例年と違う様子は、やはりマスクです。ご心配頂いております、文部科学省の方から通知文で、運動する時、これは体育の時間に限らず、例えば昼休みに遊んでいる時とか、それから登下校の時には、できるだけ外して、距離をとりながらということを指導していただいております。

朝の登校状況を見ると、マスクを外していない子ども達の様子が見られると思いますけども、それについては、実は学校側も努力はしているんだけど、次のような理由で中々進まないというところもあるので、もし宜しければ、教育委員さんの方にも、この機会を通じて話して頂けたら有り難いと思っています。

ひとつは、感染予防について真面目に取り組んでいないというふうに思われるのを恐れ、親の方が外したがるという部分があります。それから、子ども達自身がマスクをしていないと、近くに行ったり、友達と話すことも難しい、それを恐れて、まだマスクをしているというような話もありました。マスクについては、人の心の問題と関わってきていて、思う通りにいかないのですが、熱中症と、どちらがリスクが高いかという、やはり熱中症の方にリスクが高いのではないのかと思いつつ、宇和島でもし、現実感染が見られるようになれば、これはそうもいっておれなくなると思いますけども、その辺り心配されるところです。

それ以外につきましては、授業の方は非常に順調に回復しておりますし、子ども達に無理のないようにと言いつつも、先生たちも一生懸命頑張っているんで、夏休みが終わる頃には、通例の進度に戻ってくるのかというふうに理解しております。

そのような形で、今、不登校であった子どもたちも、少し回復状況になったりもして、学校としては前向きに進んでいることが多いかなということになっております。ただ、部活動のことが多少不自由であったり、そういう点があります。以上になります。

◎木下委員

私は、学校から案内が来ない限りは、できるだけ訪問は控えようかなと思ったんですけど、7月には地元の喜佐方小学校で中旬頃、参観日のご案内が来たので、状況を見させてもらおうかなと思うんですけども、委員が学校を訪ねることはもう構わないのですか。

○学校教育課長

そうですね。特に不特定という訳ではないと思うので、条件が整いましたら、お声掛け頂くのは構わないのではないかというふうに思います。不特定多数というものはまだ外れてないので、それ以外のことについて、例えば連絡先を聞くとか、そういうことしながら少しずつ開いていけるようにはしております。

◎木下委員

はい、ありがとうございました。

◎教育長

他、ございますか。

◎弓削委員

先程、不登校の子どもも少しずつ学校に来るようになったと言われていたんですけど、不登校の子どもさんというのは、この前、保護者の方が控えているというような形で言われていた子どもさん達なんですか。

○学校教育課長

実は別でして、感染を恐れてという子ども達は、早くにある程度、全員が来れるようになってます。そうではなくて、昨年度辺り、休みの多かった子ども達について、学校へ来ることができるようになる子達が、多くなってきたと、数字に少し現れてきています。

◎教育長

それについて、この今の段階で認識できている背景というか、もしあれば。

○学校教育課長

本来であれば、3学期が終わる頃に、次年度を踏まえていろいろな働きかけをしながら、準備をしていくものですが、今年はそれを全くできなかった、子ども達自身についても、やはり他の子が学校に行けない部分、期間があるということもあって、やはり学校に行きやすかった部分はあるのかなと思うので、ただ細かいところについては、まだわかっておりません。

◎教育長

その他、意見等ありませんか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

- － 協議のうえ、教育委員会 7 月定例会を 7 月 22 日に開催することを決定する。－

(4) 閉会宣言（午後 4 時 56 分）

◎教育長

それでは以上をもちまして 6 月定例教育委員会会議を閉会します。